

嘉麻市自治基本条例（素案）に対する市民意見聴取の結果について

[目次]

意見聴取の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1 ページ)
パブリックコメントの結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	(2 ページ)
地域説明会及び出前説明会におけるアンケートの結果について・・・・・・・・	(4 ページ)
アンケート調査の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	(9 ページ)

意見聴取の概要

1. 目的

市では、嘉麻市における自治の基本理念や基本原則を明確にするとともに、市民、議会及び市の役割や責務を明確にし、市民主体の自治の実現を図るため嘉麻市自治基本条例の策定に取り組んでいます。

条例策定においては、市民との協働という視点に立ち、市民参画による検討を進めており、平成19年8月から市職員で構成する職員プロジェクトチームを、平成19年11月から公募市民ボランティアで構成する自治基本条例検討委員会を発足し、条例の必要性や盛り込みたい項目などについて協議し、先進自治体の自治基本条例も参考としながら条例に盛り込みたい内容について検討してきました。

また、平成20年8月からは、条例素案策定委員会を発足し、検討委員会及び職員プロジェクトチームから報告された内容を基に条例の素案を検討してきました。

平成21年2月5日に、条例素案策定委員会から嘉麻市自治基本条例（素案）について答申が提出されましたので、条例素案の内容を市民に周知するとともに、条例素案に対する市民の意向を把握し、幅広く市民の意見を反映させるための資料とします。

2. 意見を求める方法

- (1) パブリックコメント
- (2) アンケート調査
- (3) 地域説明会及び出前説明会

パブリックコメントの結果について

1. 実施状況

実施期間	平成21年2月27日(金)～平成21年3月19日(木)
意見提出者数	4人
提出の内訳	電子メール1人、ファクシミリ1人、持参2人

2. 意見の概要と市の考え方

番号	意見の概要	市の考え方
1	広報嘉麻にある自治基本条例の構成図について、絵本的に説明できないか。	条例が制定されれば、条例のパンフレットを作成し、全戸配布する予定です。ご意見を踏まえて、分かりやすいパンフレットを作成します。
2	第3章(市民の権利・責務)第9条(市民の権利)第3項について、「市民は、良好な環境の中で安心して暮らす権利を有する。」となっており、解説では、この項は憲法の規定する「国民の平和的生存権」の趣旨を踏まえ規定したものとしていますが、解説と本文の整合性は不明確だと思う。前文とこの第3章のなかに文言として「平和に生きる」権利を明記すべきだ。	憲法で平和的生存権が保障されており、地方自治においては、犯罪や災害などのない市を目指すため、より身近な「安全で安心して」と表現したところです。
3	嘉麻市には既に自然環境保護条例等が制定されているが、今回の自治基本条例が嘉麻市の憲法といわれる重要な条例であれば、素案の「前文」で自然環境について若干の記述ではなく、基本原則の中に「自然環境の原則」が必要と考える。	嘉麻市には環境基本条例、自然環境保護条例が制定されていることと、本条例が協働のまちづくりを進めるために必要な自治の基本ルールを規定するものであることから、自然環境の原則は規定しておりません。
4	第11条には、「事業を行う者には環境などに配慮する」とある。ところが、市民の責務の中には、この事項はないが、市民の中にも、このことは必要と考える。	企業などの事業活動が地域の自然環境や生活環境に及ぼす影響が大きいことから、特に配慮するよう規定したものです。
	憲法には納税の義務が掲げられているように条例にも適用してもよいのではないかと。憲法と重複しているので不要と思われるかも知れないが、それをあえて市民税と明確にすることで、市民に認識してもらおう。	市民の責務第10条第3項に行政サービスに係る負担を分任することを規定しています。
	第15条第5項関連 市長が市民の安全と生命、財産を守るためには市長が時として、命令を発することがある(緊急避難命令等)が、市民がこの命令を守らなければ、市民の安全等は守れない。よって、このような場合「市民は市長の命令に従う」を条項に加える。	市長の責務第15条第5項に「市長は市民が安全で安心して暮らせるよう、市民の権利を擁護し生命及び財産を守らなければならない。」と規定しておりますが、本条例は協働のまちづくりを進めるために必要な自治の基本ルールを規定する

<p>最近、市民が、生活困窮のあまり、市へ支援を求めたにも拘らず、認めてもらえず、自殺するというケースがあったが、市の対応の悪さの典型である。このようなことは嘉麻市では絶対にあってはならない。人の安全というのは、何といても命の守る事は言うまでもないことであり、市はそのような事態に適切に対応する姿勢を、市民に明確に示す必要がある。防止策については、別に示すことでよいとは思いますが、その際、言うまでもなく、市民の意見も取り入れる事も必要と考える。</p>	<p>要な自治の基本ルールを規定するものであり、具体的な事項は定めておりません。貴重なご意見として承ります。</p>
<p>児童は、将来を担う大切な存在です。この児童を犯罪などから守るため、市民は、この活動に積極的な参加を呼びかける条項を入れる。</p>	

地域説明会及び出前説明会におけるアンケートの結果について

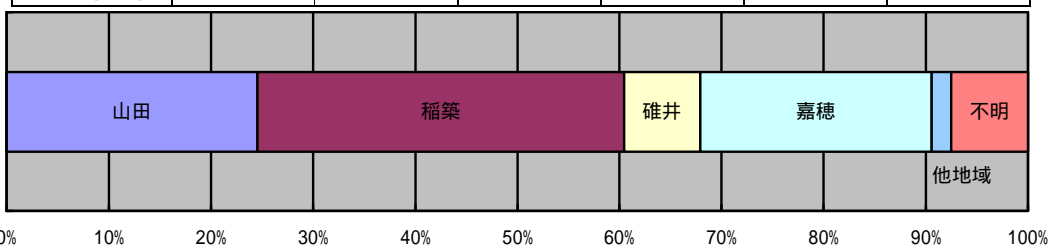
1. 実施状況

開催期日及び会場		参加者(人)
地域説明会	平成21年3月12日(木) 夢サイトかほ文化ホール	23
	平成21年3月15日(日) 山田市民センター講堂	14
	平成21年3月15日(日) 稲築保健センター1階会議室	25
	平成21年3月16日(月) 碓井住民センター大ホール	16
出前説明会	平成21年3月17日(火) 山田生涯学習館	10
アンケート提出者数		53

2. 回答者の属性

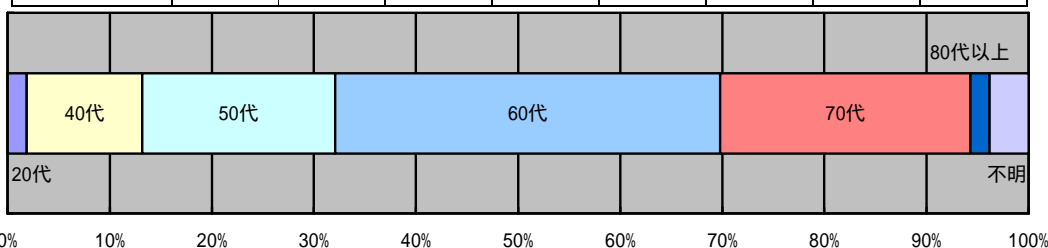
(1) 居住地

	山田地区	稲築地区	碓井地区	嘉穂地区	他地域	不明
人数(人)	13	19	4	12	1	4
構成(%)	24.5	35.8	7.5	22.6	1.9	7.5



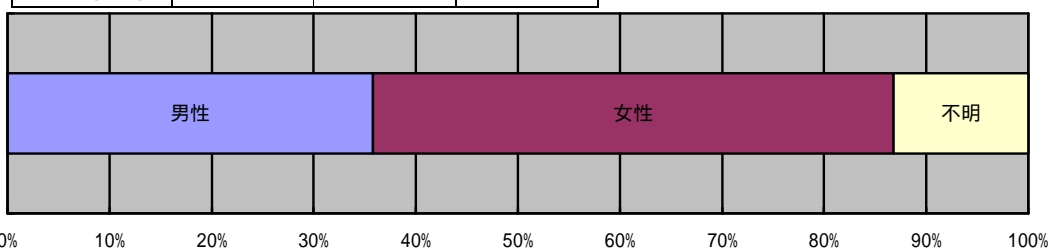
(2) 年代

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
人数(人)	1	0	6	10	20	13	1	2
構成(%)	1.9	0.0	11.3	18.9	37.7	24.5	1.9	3.8



(3) 性別

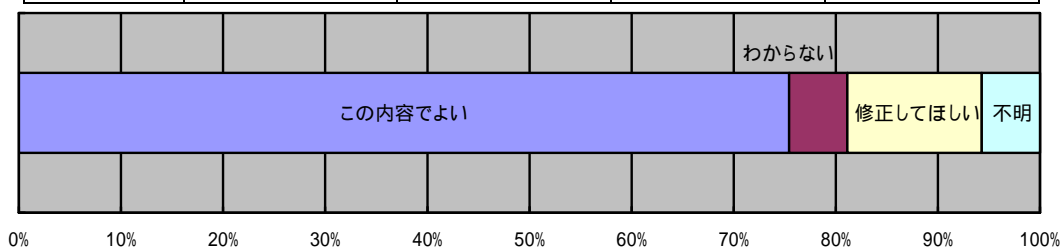
	男性	女性	不明
人数(人)	19	27	7
構成(%)	35.8	50.9	13.2



3. 嘉麻市自治基本条例（素案）に対する調査結果について

（問1） 「前文」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数（人）	40	3	7	3
構成（％）	75.5	5.7	13.2	5.7



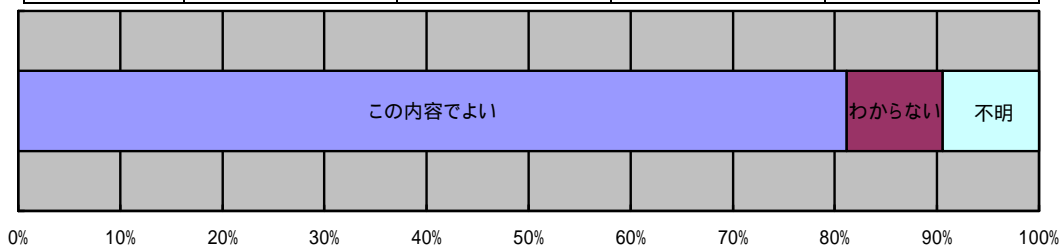
（問2） 「第1章 総則」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数（人）	44	4	3	2
構成（％）	83.0	7.5	5.7	3.8



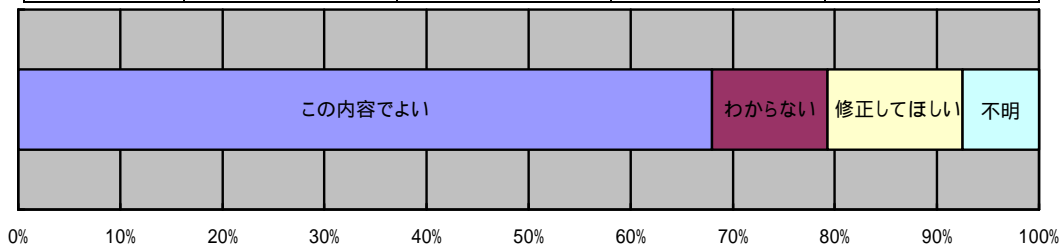
（問3） 「第2章 基本原則」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数（人）	43	5	0	5
構成（％）	81.1	9.4	0.0	9.4



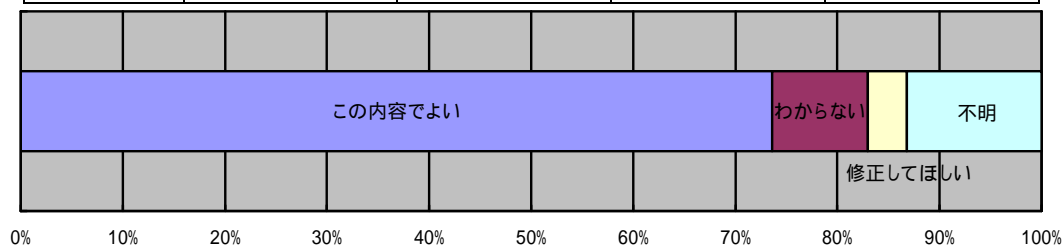
（問4） 「第3章 市民の権利・責務」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数（人）	36	6	7	4
構成（％）	67.9	11.3	13.2	7.5



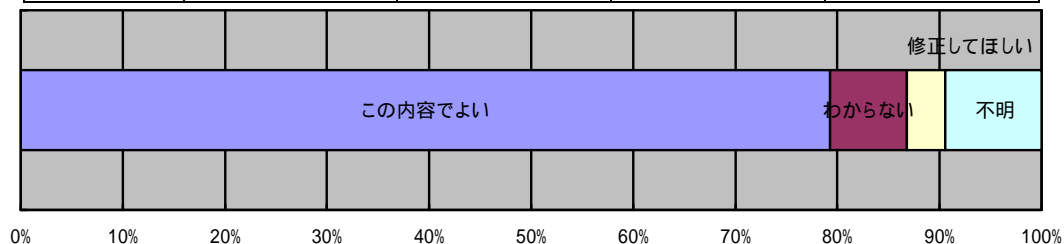
(問5) 「第4章 議会」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	39	5	2	7
構成(%)	73.6	9.4	3.8	13.2



(問6) 「第5章 市長等」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	42	4	2	5
構成(%)	79.2	7.5	3.8	9.4



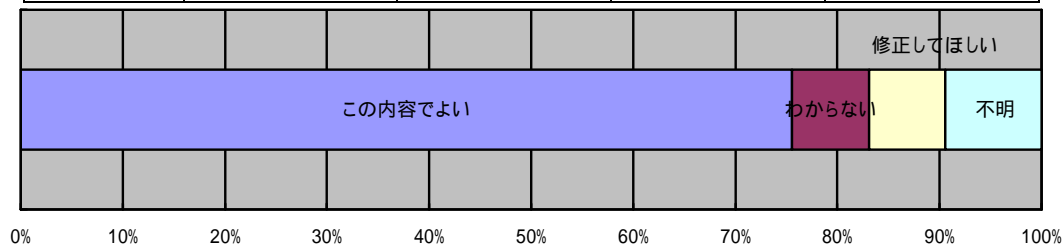
(問7) 「第6章 情報の共有」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	35	4	9	5
構成(%)	66.0	7.5	17.0	9.4



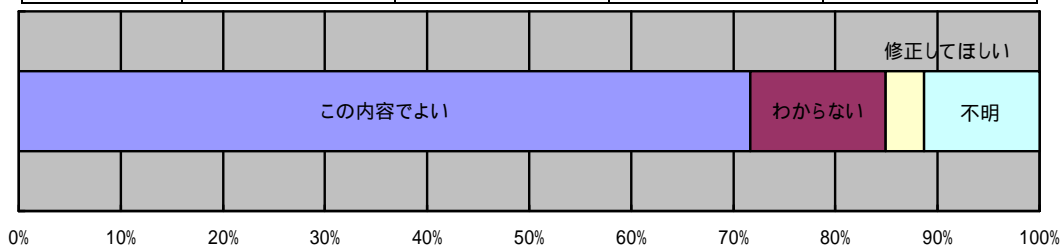
(問8) 「第7章 参画・協働」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	40	4	4	5
構成(%)	75.5	7.5	7.5	9.4



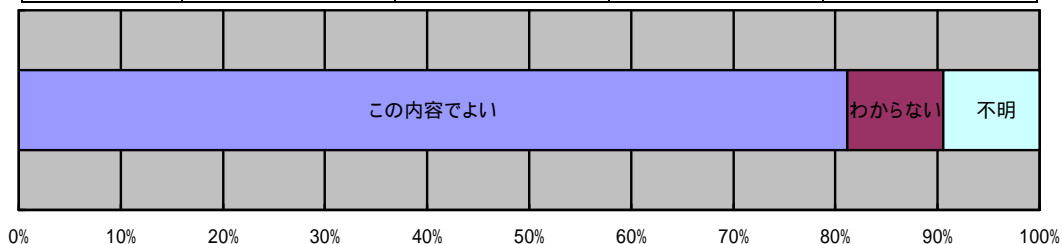
(問9) 「第8章 コミュニティ」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	38	7	2	6
構成(%)	71.7	13.2	3.8	11.3



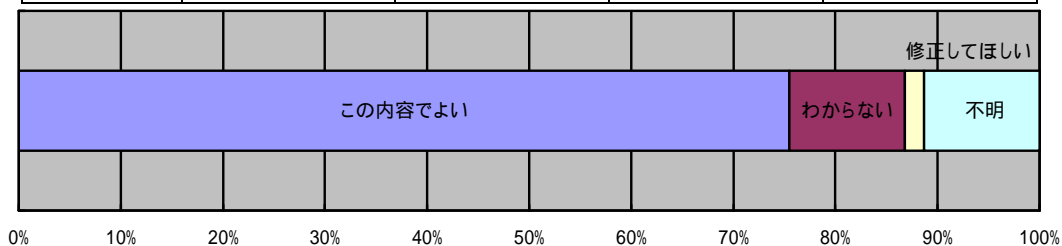
(問10) 「第9章 住民投票」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	43	5	0	5
構成(%)	81.1	9.4	0.0	9.4



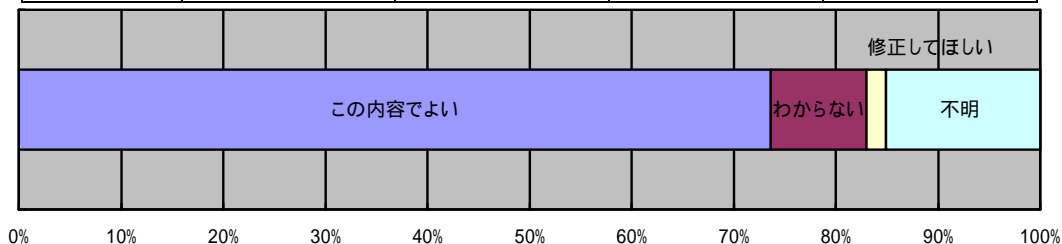
(問11) 「第10章 国その他の機関との連携」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	40	6	1	6
構成(%)	75.5	11.3	1.9	11.3



(問12) 「第11章 条例の検討・見直し」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	39	5	1	8
構成(%)	73.6	9.4	1.9	15.1



4. 各設問における主な修正してほしい事項の概要

(問1) 前文について

平和な社会を目指すため「平和」という文言を入れるべきだ。(5件)
「です、ます」調でなく「である」調に変更すべき。(2件)

(問2) 第1章 総則について

条例素案の各条文において、「市」という表現があるが、それぞれ意味が異なるのではないかと定義づけすべき。(2件)
(定義)第3条第1号市民の定義をもっと厳格にすべき。(1件)

(問4) 第3章 市民の権利・責務について

(市民の権利)第9条第1項の解説について、「互いに対等～」は社会的弱者の表現が相応しくない。市民全体が対等であり、削除すべき。(4件)
平和に暮らす権利を規定すべき。(2件)

(問5) 第4章 議会について

議員も今のままではいけないことを自覚し行動するため議会基本条例を制定すべき。(1件)

(問6) 第5章 市長等について

職員の責務に、汚職の防止を図るための公益通報制度の規定を盛り込むべき。(1件)
第16条、第17条において「市」の意味を明確にすべき。(3件)

(問7) 第6章 情報の共有について

(救済機関)第22条「適正な機関の設置に努めなければならない」は「適正な機関を設置する」に修正すべき。(4件)

(問8) 第7章 参画・協働について

(子どもの参画の推進)第26条第2項「子どものまちづくりへの参画を推進」について、「子どもの権利条例を制定し、子どもが子どもらしく生きる権利を保障し、まちづくりへの参画を推進する」と改める。(1件)

(問9) 第8章 コミュニティについて

コミュニティについてはテーマコミュニティを含めて具体的な説明をすべき。(2件)

アンケート調査の結果について

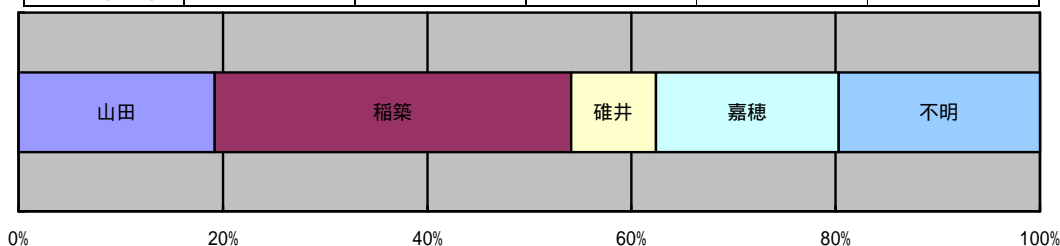
1. 実施状況

対象者	住民基本台帳に登録された住民のうち、平成21年2月1日現在で20歳以上の者から無作為に抽出した1,000人。
実施方法	郵送により配布・回収
実施期間	平成21年2月27日(金)～平成21年3月19日(木)
回答数	229名(回答率22.9%)

2. 回答者の属性

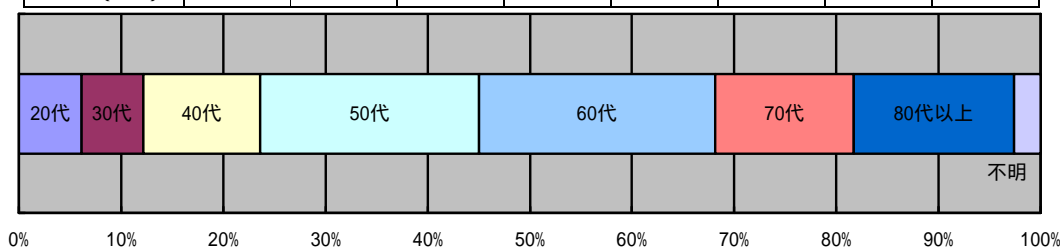
(1) 居住地

	山田地区	稲築地区	碓井地区	嘉穂地区	不明
人数(人)	44	80	19	41	45
構成(%)	19.2	34.9	8.3	17.9	19.7



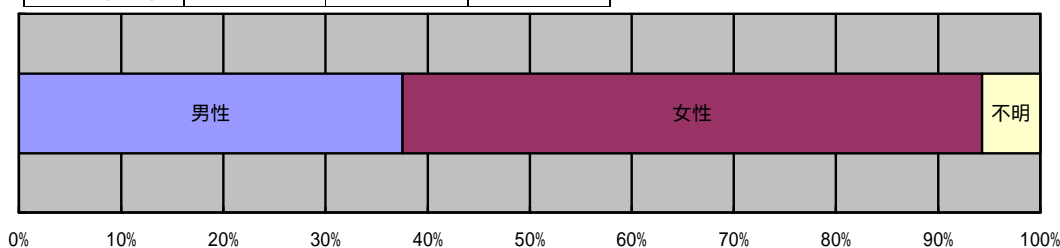
(2) 年代

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
人数(人)	14	14	26	49	53	31	36	6
構成(%)	6.1	6.1	11.4	21.4	23.1	13.5	15.7	2.6



(3) 性別

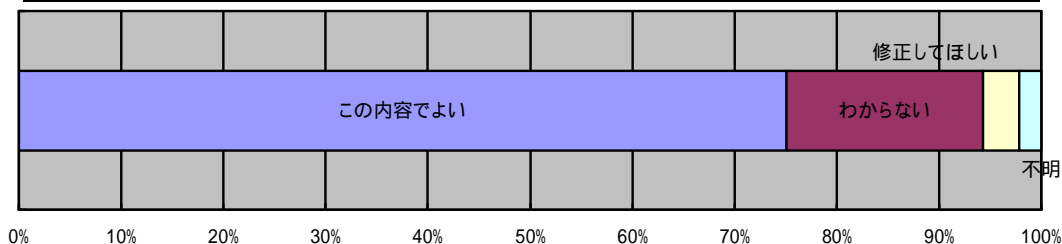
	男性	女性	不明
人数(人)	86	130	13
構成(%)	37.6	56.8	5.7



3. 嘉麻市自治基本条例（素案）に対する調査結果について

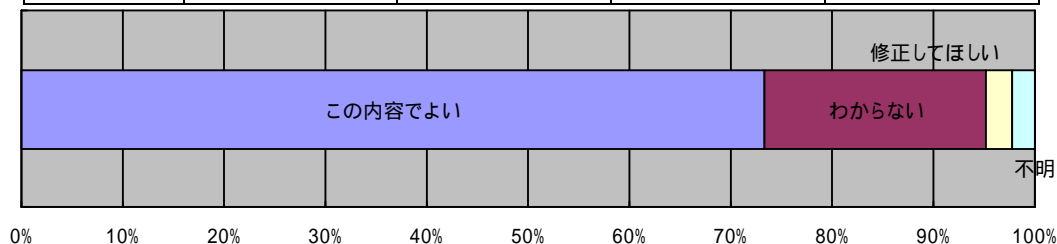
（問1） 「前文」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数（人）	172	44	8	5
構成（％）	75.1	19.2	3.5	2.2



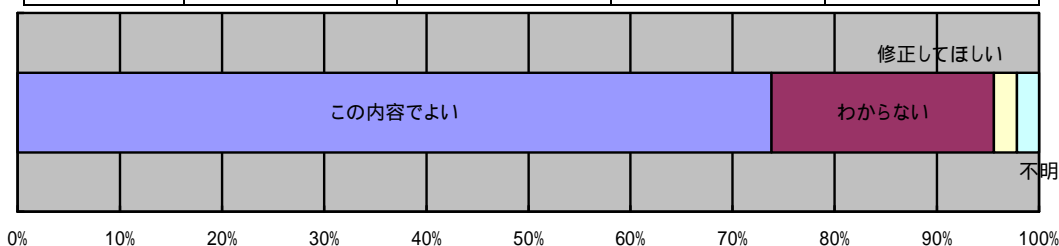
（問2） 「第1章 総則」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数（人）	168	50	6	5
構成（％）	73.4	21.8	2.6	2.2



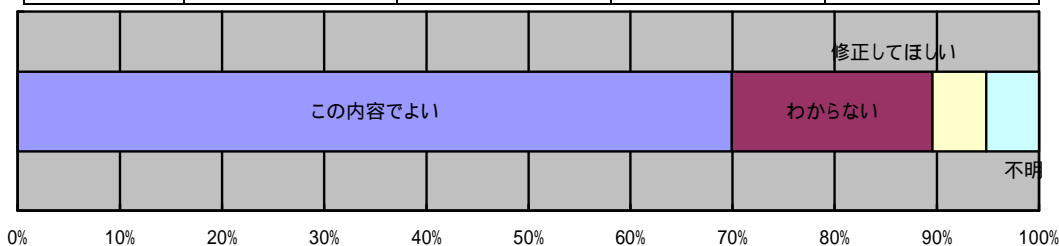
（問3） 「第2章 基本原則」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数（人）	169	50	5	5
構成（％）	73.8	21.8	2.2	2.2



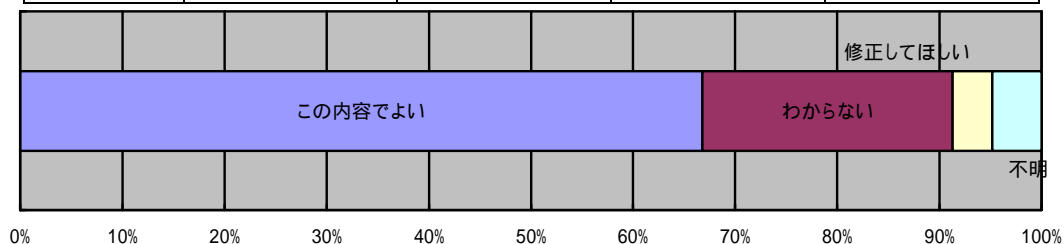
（問4） 「第3章 市民の権利・責務」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数（人）	160	45	12	12
構成（％）	69.9	19.7	5.2	5.2



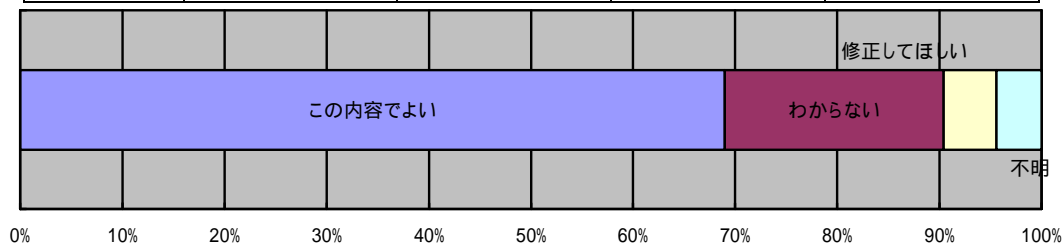
(問5) 「第4章 議会」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	153	56	9	11
構成(%)	66.8	24.5	3.9	4.8



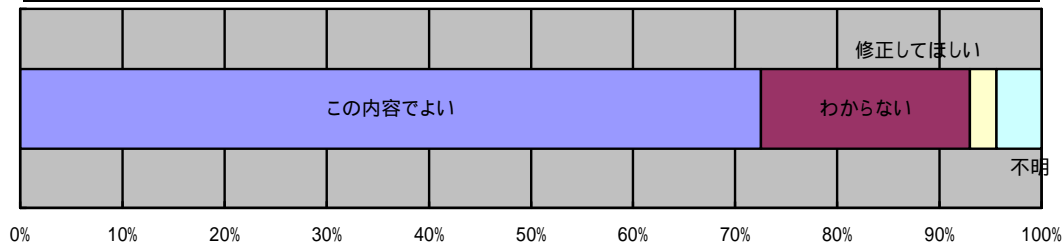
(問6) 「第5章 市長等」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	158	49	12	10
構成(%)	69.0	21.4	5.2	4.4



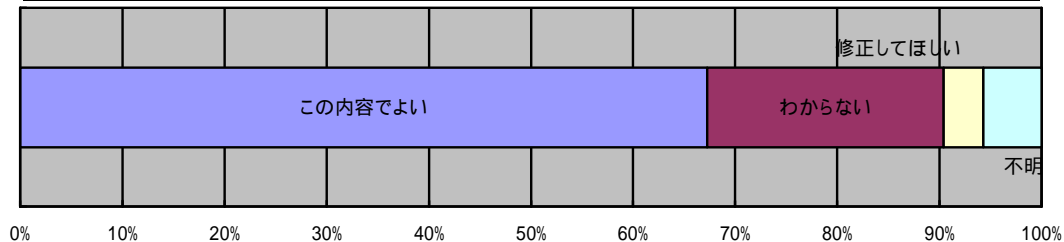
(問7) 「第6章 情報の共有」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	166	47	6	10
構成(%)	72.5	20.5	2.6	4.4



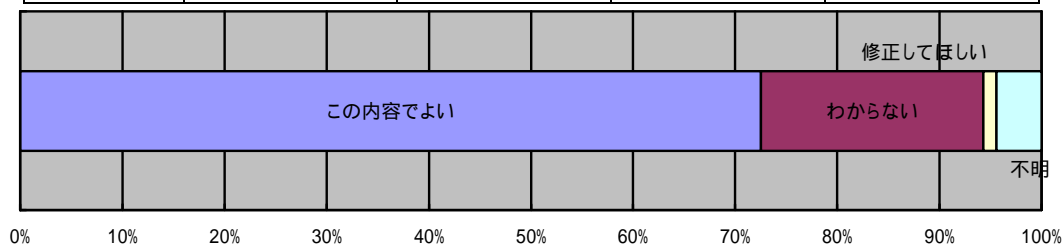
(問8) 「第7章 参画・協働」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	154	53	9	13
構成(%)	67.2	23.1	3.9	5.7



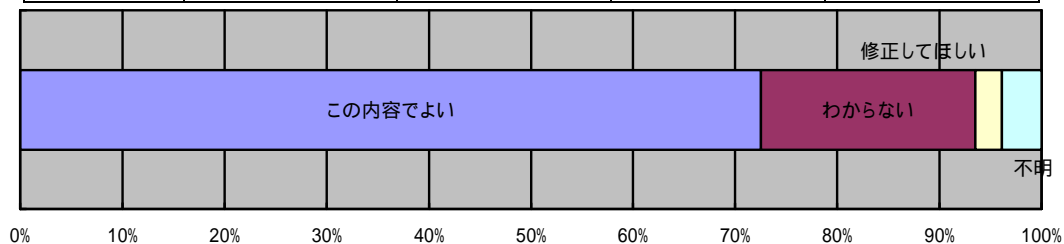
(問9) 「第8章 コミュニティ」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	166	50	3	10
構成(%)	72.5	21.8	1.3	4.4



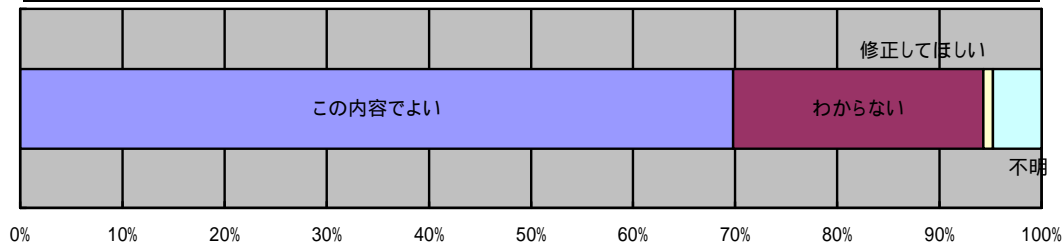
(問10) 「第9章 住民投票」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	166	48	6	9
構成(%)	72.5	21.0	2.6	3.9



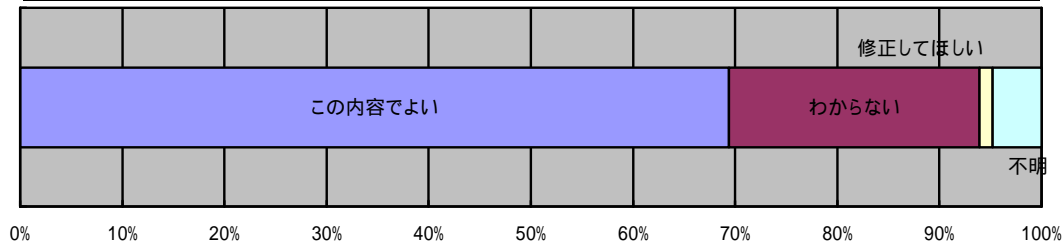
(問11) 「第10章 国その他の機関との連携」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	160	56	2	11
構成(%)	69.9	24.5	0.9	4.8



(問12) 「第11章 条例の検討・見直し」の内容についてどう思われますか。

	この内容でよい	わからない	修正してほしい	不明
人数(人)	159	56	3	11
構成(%)	69.4	24.5	1.3	4.8



4. 各設問における主な修正してほしい事項の概要

(問1) 前文について

文中「市」という表現は漠然としているので修正すべき。(1件)
「多様で個性豊かな」、「協働のまちづくり」とは具体的にどのような市を目指すのか不明であり修正すべき。(2件)

(問2) 第1章 総則について

(定義)第3条 市民の定義については、働く者等は市民ではないので、もっと厳格にすべき。(1件)

(問3) 第2章 基本原則について

(市民自治の原則)第6条について、「男女がともに」は嘉麻市の憲法となるなら必要ない表現であり削除すべき。(1件)
(情報の共有)第6条について、「共有するものとする」はもっと強い意思表示とするため、「共有しなければならない」とすべき。(1件)

(問4) 第3章 市民の権利・責務について

(市民の権利)第9条第1項の解説について、「互いに対等～」は社会的弱者の表現が相応しくない。市民全体が対等であり、削除すべき。(1件)
(市民の権利)第9条第2項について、「市の保有する情報を」は基本条例に相応しい表現とするため、「市の保有する全ての情報を」と修正すべき。(1件)
(市民の権利)第9条第3項について、「安全で」を「平和」に修正すべき。(1件)

(問5) 第4章 議会について

(議会の役割及び責務)第12条について、議会に対して政策立案や政策提言を積極的に行わなければならないとなっているが、これは議員一人ひとりがやるべき事であり、議員の責務の項目で明確にすべきではないか。また、この活動が見られない議員に対しては、何らかの対応も規定する必要がある。(1件)
(開かれた議会運営)第13条第2項について、「原則公開」をあるが、議会に非公開は認められないため、「原則」を削除すべき。(3件)
議会基本条例の制定を付帯事項として入れてほしい。(1件)

(問6) 第5章 市長等について

(市長の責務)第15条第3項「第三者による外部評価」について、専門知識を有するなど具体的に表現すべき。(1件)
(市長の責務)第15条第3項「外部評価を取り入れるものとする」については、強い意思表示が必要なため、「外部評価を取り入れなければならない」に修正すべき。(1件)
(市の組織)第17条「分かり易い組織編成」に加えて、「組織横断的な取り組み」を追加すべき。(1件)
(職員の責務)第18条について、「職員は、法令及び条例等の理解と認識を深め、職務の遂行にあたっては、これらを遵守しなければならない」に修正すべき。(1件)
(審議会等の運営)第19条第2項「原則として公開」について、「すべて公開」に修正すべき。(3件)

(問7) 第6章 情報の共有について

(情報公開及び提供)第20条「積極的に公開」について、「完全に全て公開」に修正すべき。(1件)

(救済機関)第22条「適正な機関の設置に努めなければならない」は「適正な機関を設置する」に修正すべき。(1件)

(救済機関)第22条解説「努力規定とした主な理由」は市民オンブズについての記載であり削除すべき。(1件)

(問8) 第7章 参画・協働について

パブリックコメントの意味を説明すべき。(5件)

(男女共同参画の推進)第25条は、この条例は嘉麻市の憲法であり必要ないため削除すべき。(1件)

(参画の対象)第27条「ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。」は削除すべき。(1件)

(問9) 第8章 コミュニティについて

コミュニティについてはテーマコミュニティを含めて具体的な説明をすべき。(1件)

(問10) 第9章 住民投票について

(住民投票の実施)第33条第2項について、「住民投票の結果を尊重」とあるが、「住民投票の結果を尊重し、すみやかに実施行動すること」に修正すべき。(1件)

(住民投票の発議及び請求)第34条第1項「50分の1」、第3項「12分の1」について、少し高いハードルにすべき。(1件)

(住民投票の発議及び請求)第34条第4項「過半数の賛成」について、「3分の1の賛成」に修正すべき。(1件)

(住民投票の発議及び請求)第34条第5項「3分の1」について、「5分の1」に修正すべき。(1件)

(住民投票の発議及び請求)第34条第5項「3分の1」について、「4分の1」に修正すべき。(1件)

(問11) 第10章 国その他の機関との連携

(市外の人々との交流)第35条「努めるものとする」について、強い意志表示が必要であり、「努めなければならない」に修正すべき。(1件)

(問12) 第11章 条例の検討・見直しについて

(条例の見直し)第38条「5年を超えない期間」が適当か疑問である。(1件)